

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 栄光会

特別養護老人ホーム こころ

策定年月日 平成 30 年 3 月 29 日

1.身体拘束廃止に関する考え方(特別養護老人ホームにおける身体拘束対策に関する指針)

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり。利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識のもと、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスを提供にあたっては、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をする事が原則です。しかしながら、以下の3つの要素をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行うこと以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たす必要があります。

2.身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による身体損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

3.身体拘束廃止にむけた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会(サービス向上委員会と合同開催)を設置します。

①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握・日改善についての検討
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
身体拘束を実施した場合の介助の検討
身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) フロアリーダー
- ウ) 医師
- エ) 看護職員
- オ) 生活相談員
- カ) 介護支援専門員
- キ) 機能訓練指導員
- ク) 介護職員
- ケ) 管理栄養士

※この委員会の責任者は施設長としその時、参加可能な委員で構成する。

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・ 定期開催します。サービス向上委員会と合同開催とする。(第4火曜日)
- ・ 必要時は随時開催します。
- ・ 急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合)は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見をきくなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 徘徊しないように、車いすやイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る(3) 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。(4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。(5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。(6) 車いす・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |
|--|

- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がり妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会は中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束は行う事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の三要素の全てを満たしているか同課について検討・確認します。

要件を検討・確認したうえで身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、機関等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・李勇・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務図蹴られており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった李勇などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、日数以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族(保証人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

5.身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

- 1) 身体拘束廃止委員会の統括管理
- 2) ケア現場における諸課題の統括責任

(医 師)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(管理栄養士)

- 1) 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6.身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修(年1回)の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施